

朋有小学校・西巢鴨中学校校舎一体型小中連携校および総合体育場の整備等を考える会

会則（案）

（名 称）

第1条 この会は、朋有小学校・西巢鴨中学校校舎一体型小中連携校および総合体育場の整備等を考える会（以下、「本会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 本会は、次に掲げる目的達成のための整備条件やコンセプトなどを検討し、施設全体の基本構想をまとめることを目的とする。

- （1）朋有小学校・西巢鴨中学校の生徒の学習の場および生活の場としての安全・安心で快適な学習環境を確保するため、教育内容・方法の多様化および情報化や環境保護等の社会情勢の変化に対応した、また、生涯学習や地域活動等のまちづくりの拠点としての地域に開かれた学校施設づくりを推進すること。
- （2）地域住民が気軽にスポーツを親しみ、子どもから大人まで誰でも健康づくりに取り組める環境の整備、教育施設と体育施設の一体的な利活用、隣接する「としまみどりの防災公園」との連携を図ることにより、区民の日常的なスポーツ活動の促進や健康増進への寄与、教育・健康増進機能との親和性を高めながら効率的な拠点性の向上、地域の防災機能の向上が期待できるような地域に開かれたスポーツ施設づくりを推進すること。

（運営方針）

第3条 本会は定期的に全体会を開催するとともに、分科会方式を採用し、小中学校は学校施設検討部会、総合体育場はスポーツ施設検討部会で検討する。

（協議事項等）

第4条 全体会は第2条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- （1）施設整備に必要な調査・研究を行うこと。
- （2）施設全体の基本構想をまとめ、豊島区長および教育委員会に提言すること。
- （3）施設全体の基本構想の実現に向けた活動を推進すること。
- （4）その他、施設づくりに関すること。

第5条 学校施設検討部会は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- （1）学校施設づくりに必要な調査・研究を行うこと。
- （2）学校改築等の基本構想をまとめること。
- （3）学校改築等の基本構想の実現に向けた活動を推進すること。
- （4）その他、学校施設づくりに関すること。

第6条 スポーツ施設検討部会は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- （1）スポーツ施設づくりに必要な調査・研究を行うこと。
- （2）スポーツ施設整備等の基本構想をまとめること。
- （3）スポーツ施設整備等の基本構想の実現に向けた活動を推進すること。
- （4）その他、スポーツ施設づくりに関すること。

（構 成）

第7条 全体会は、次に掲げる者で構成する。

- （1）学校施設検討部会の部会員
- （2）スポーツ施設検討部会の部会員

第8条 学校施設検討部会は、次に掲げる団体等から推薦、または、選出された者で構成する。

- （1）朋有小学校・西巢鴨中学校および巢鴨小学校のPTA、同窓会、学校運営協議会または学校運営連絡協議会
- （2）通学区域内の町会および通学区域内で活動する地域団体等
- （3）豊島区、教育委員会および学校

第9条 スポーツ施設検討部会は、次に掲げる団体等から推薦、または、選出された者で構成する。

- (1) 豊島区スポーツ協会
- (2) 整備対象地区の町会

(役員等)

第10条 全体会の役員構成および職務は次のとおりとする。

- (1) 会長および副会長は、各部会の部会長から選任する。
- (2) 会長は、全体会を代表し、会務を総括する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
- (4) 会長は、必要に応じて本会で承認を得たうえで、会長および副会長以外の職を置くことができる。

第11条 各部会員の役員構成および職務は次のとおりとする。

- (1) 部会長、副部会長、その他役員は、部会員の中から委員の互選によって定める。
- (2) 部会長は、各部会を代表し、会務を総括する。
- (3) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、これを代行する。

(任期)

第12条 全体会の委員および役員、各部会の部会員および役員の任期は、本会の設立の日から各施設の整備等が終了するまでとする。

(会議運営等)

第13条 全体会は会長が招集し、会議を主宰する。

- 2 豊島区内に住民登録を有する者および総合体育場の利用者は、会議を傍聴することができる。但し、必要がある場合は、委員のみで会議を開催できるものとする。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 4 委員は、地域の意見が充分反映されるよう協議する。

第14条 部会は各部会長が召集し、会議を主宰する。

- 2 豊島区内に住民登録を有する者は、学校施設検討部会の会議を傍聴することができる。但し、必要がある場合は、部会員のみで会議を開催できるものとする。
- 3 豊島区内に住民登録を有する者および総合体育場の利用者は、スポーツ施設検討部会の会議を傍聴できる。但し、必要がある場合は、部会員のみで会議を開催できるものとする。
- 4 各部会員は、所属する部会以外の会議に出席することができる。
- 5 部会長は、必要に応じて部会員以外の者を会議に出席させることができる。
- 6 部会員は、地域の意見が充分反映されるよう協議する。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、教育部学校施設課に置く。

- 2 学校施設検討部会の事務局は、教育部学校施設課に置く。
- 3 スポーツ施設検討部会の事務局は、文化スポーツ部生涯学習・スポーツ課に置く。

(会則の改正)

第16条 この会則に変更の必要が生じたときは、本会において協議のうえ改正するものとする。

- 2 この会則に定めのない事項については、本会において協議のうえ定めるものとする。

付 則

- 1 この会則は、令和7年5月19日から施行する。